

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書 No.2
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 川 端 雅 一
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区内幸町1-2-1
【報告義務発生日】	平成25年4月10日
【提出日】	平成25年4月15日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上減少したため

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社オルトプラス
証券コード	3672
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所マザーズ

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	みずほキャピタル株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区内幸町1-2-1
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和58年7月27日
代表者氏名	川端雅一
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	ベンチャーキャピタル

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	みずほキャピタル株式会社 投資管理部部長 宮澤久夫
電話番号	03-3596-1300

(2)【保有目的】

ベンチャーキャピタルとしての純投資

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			300,000
新株予約権証券（株）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K

株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 300,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		300,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		-

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年4月10日現在)	V	4,000,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		7.50
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		9.64

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成25年3月14日	株券(普通株式)	166,000	4.15	市場外	処分	1,380円
平成25年3月15日	株券(普通株式)	30,500	0.76	市場内	処分	-
平成25年3月18日	株券(普通株式)	8,500	0.21	市場内	処分	-
平成25年3月19日	株券(普通株式)	9,400	0.24	市場内	処分	-
平成25年3月21日	株券(普通株式)	9,100	0.23	市場内	処分	-
平成25年3月22日	株券(普通株式)	500	0.01	市場内	処分	-
平成25年3月25日	株券(普通株式)	2,500	0.06	市場内	処分	-
平成25年4月10日	株券(普通株式)	73,500	1.84	市場外	処分	1,380円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>1. 法第27条の23第3項第2号の株券の数は、当社が無限責任組合員である、みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合で保有するもの。</p> <p>2. 本件株式については、幹事証券会社野村證券株式会社と、オーバーアロットメントによる売出しにともなう消費貸借取引契約を締結(締結日:平成25年3月4日)しております。(1)貸出株数総数:73,500株(2)貸出期間:平成25年3月14日~平成25年4月12日(取引決済日)。なお、野村證券株式会社が取引決済日前に全部又は一部の返還を実施する場合は、返還を行う日の2営業日前の日まで(当日を含む。)に貸株人に通知するものとする。(3)前項の規定にかかわらず、野村證券株式会社は貸株人へ通知の上、1株につき一定額の金銭(以下、「基礎価格」という。)を通知を行った日の2営業日後に支払うことにより、対象銘柄の全部又は一部の返還に代えることができる。基礎価格は、引受価額と同額とする。</p> <p>なお、平成25年4月10日、野村證券株式会社より上記株式全株の金銭による返還通知があり、保有株数が減少しました。</p> <p>3. みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合は、幹事証券会社野村證券株式会社に対して、ロックアップにかかわる書面を差入れております。(1)平成25年3月4日(当日を含む)から平成25年6月11日(当日を含む)までのロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、本件株式等の譲渡または処分等を行わない。(2)ただし、以下の場合には禁止される行為には当たらないものとする。本件株式の売却のうち、その売却価格が平成25年3月4日に決定する本件募集・売出しにかかる本件株式の価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所において本件株式の初値(当該証券取引所における本件株式の最初の売買成立値段をいう。)が形成された後に、野村證券株式会社を通じて行う東京証券取引所取引における売却等。</p>
--

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	-

上記(Y)の内訳	組合資金、A種優先株式から普通株式に株式転換し300,000株取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	-

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
該当事項なし					

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当事項なし		